

学校法人 五島育英会
東京都市大学原子力研究所
(廃止措置中)

平成29年度（第1回）保安検査報告書

平成29年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要
 - (1) 保安検査実施期間
 - (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容
 - (1) 基本検査項目
 - (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果
 - (1) 総合評価
 - (2) 検査結果
 - 1) 基本検査項目
 - 2) 追加検査項目
 - (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

平成29年8月28日(月)

(2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

梶田 啓悟

柿崎 雄司

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入り等により保安規定の遵守状況の確認を行った。

(1) 基本検査項目

- ①放射性廃棄物の安全管理
- ②異常時の措置（抜き打ち検査）
- ③非常の場合に採るべき措置

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」、「異常時の措置」及び「非常の場合に採るべき措置」を検査項目として検査を実施した。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

①放射性廃棄物の安全管理

放射性廃棄物について、長期にわたる保管が継続していることを考慮した安全管理が行われているか、廃棄物を封入したドラム缶の錆、穿孔等に対して適切に巡視を行っているか検査を行った。また、併せて、気体放射性廃棄物の処理が適切に行われているかについて検査を行った。

1) 各職位の職務と実施状況

原子力研究所長（以下、「所長」という。）は、第1種放射線取扱主任者の免状を保有する者を原子炉主務者（以下、「主務者」という。）に任命し、試験研究用等原子炉施設（以下、「原子炉施設」という。）の運転に関する保安の監督を行わせ、原子炉施設の運転に関する安全及び保安に関する審議のため、主務者と研究所内外の学識者で構成する原子炉安全委員会を設置していること、外部委員は3名で任期2年であること、最近では、平成29年1月26日に開催されており、放射性廃棄物の安全管理については、経過報告、廃止措置及び施設整備の進捗状況報告等のなかで報告がなされていることを、「平成29年度保安管理組織辞令」、「第50回原子炉安全委員会議事録」等の記録及び関係者聴取により確認した。

原子炉施設管理室長（以下、「管理室長」という。）は、所長が兼務しており、放射性廃棄物の管理に関する業務等を実施していること、事務室長は、施設の警備、整備、改修等の業務を行っていることを、「平成29年度保安管理組織辞令」及び関係者聴取で確認した。

主務者は原子炉施設に係る保安監督を行い、放射性廃棄物の安全管理においては、固体廃棄物保管場所（原子炉補機室）の汚染検査の結果報告を受けていることを、「固体廃棄物保管場所（原子炉補機室）の汚染の状況の記録（スミア試験）」及び関係者聴取により確認した。

2) 安全管理

廃止措置計画に基づく廃止措置工事は平成24年6月以降行われていない。

固体廃棄物については、平成27年7月23日に施設定期自主検査で実施した気体廃棄物の廃棄設備の一部であるフィルタの交換作業以降発生していないこと、現在の固体廃棄物の保管量は、2000ドラム缶5本（内訳：雑固体廃棄物3本（可燃1本、不燃2本）、イオン交換樹脂2本）と廃棄フィルタ（2000ドラム缶換算7本分相当）であること、管理室長は、固体廃棄物の保管状況及び保管場所の状況確認を月1回の頻度で行うとともに、固体廃棄物保管場所の汚染状況についても月1回の頻度で行い、ドラム缶からの漏洩の有無等を確認していることを、「固体廃棄物発生記録・保管記録」、「固体廃棄物の保管及び保管場所等の点検記録」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

解体撤去物及び解体付随廃棄物収納の廃棄物容器については、毎週 1 回の巡視において外観点検を行い、ドラム缶の健全性の確認を行っており、異常は認められていないことを、「原子炉施設巡視記録」等の記録及び関係者聴取により確認した。

固体廃棄物保管容器については、これまで長期にわたり保管されてきているが月 1 回の保管状況の確認時に容器底面も含めて目視点検を実施しており、腐食等の異常がないことを確認していること、長期的な保管が継続することに鑑み平成 27 年 10 月 7 日から容器の写真を固体廃棄物貯蔵庫の保管及び保管場所等の点検記録に添付して点検時に比較し、腐食等の兆候の早期発見に努めていることを、「固体廃棄物の保管及び保管場所等の点検記録」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

気体廃棄物については、施設定期自主検査のため平成 28 年 7 月 29 日～8 月 24 日までに送風機を 4 回運転し放出しているが、放出放射性物質濃度は検出限界以下であったことを、「ダストモニタ記録」及び関係者聴取により確認した。

3) 品質保証

所長は、品質保証方針を定めて所員に周知するとともに、品質保証に係る組織に属する者に対して教育していること、品質保証活動の評価については、年 1 回、内部監査を実施しており、品質保証責任者が所長の命を受けて品質保証に係る組織に属する者に自己点検評価をさせ、その点検表に基づき監査チームが内部監査を行っていることを、「保安教育及び保安訓練の実施記録」、「平成 28 年度内部監査実施報告書」等の記録及び関係者聴取により確認した。

マネジメントレビューは内部監査の結果を踏まえ実施され、所長は、平成 28 年度マネジメントレビュー会議で示された課題を踏まえて、平成 29 年度の品質保証方針を定めていることを、「平成 28 年度マネジメントレビュー記録」、「平成 29 年度原子力施設の保安管理と品質保証方針」等の記録及び関係者聴取により確認した。

品質保証計画の継続的改善については、マネジメントレビュー及び不適合是正措置等を確認し、品質保証計画の改善を図ることとしていること、平成 29 年度においても現時点まで個別業務における品質保証上の不適合の発生はないことを、「所内会議議事録 (H29-No. 1)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

②異常時の措置（抜き打ち検査）

異常の有無及び異常が見られた場合はその措置が適切だったか検査を行った。

管理室長は、巡視で異常を認めた場合には、その原因を除去するために必要な措置を講ずるとともに主務者へ報告することとしているが、平成 28 年度において異常は発生していないこと、平成 28 年度において管理区域における線量等の測定に異常を認めた事例等も発生しておらず、線量限度等を超えて被ばくした者もないことを、「放射線しゃへい物の側壁における 1 センチメートル線量当量率記録」、「汚染の状況の記録（スミヤ試験）」等の記録及び関係者聴取により確認した。

③非常の場合に採るべき措置

非常時の措置を的確に講じうる体制を維持しているか等について検査を行った。

緊急作業従事者として所長以下 4 名が指定されており、緊急作業従事意思申出書を理事長に提出していること、放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置についての教育及び緊急作業についての訓練が実施されていることを、「保安教育及び保安訓練の実施記録」、「緊急作業従事意思申出書」等の記録及び関係者聴取により確認した。また、緊急作業従事者を含む非常時対策組織の要員は、非常時において非常呼集で集合し、通報及び連絡、被害の拡大防止、放射線測定、避難誘導、救援・救助、医療活動、消火活動等の応急対策並びに復旧対策を、全ての業務に優先して実施することとしていることを、「非常事故措置規定」及び関係者聴取により確認した。

なお、平成 28 年度において、原子炉施設及びその周辺の火災並びに震度 4 以上の地震は発生していないことを、関係者聴取により確信した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程

月日	8月28日(月)	備考
午前	●初回会議 ○放射性廃棄物の安全管理	
午後	◇異常時の措置 ○非常の場合に採るべき措置 ○現場確認 ●チーム会議 ●まとめ会議	

注) ○：基本検査項目、◇：抜き打ち検査項目 ●：会議